

令和5年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和5年12月12日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和5年12月12日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 付託案件

議案第79号 可児市農業集落排水事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第86号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2. 報告事項

- (1) 「可児市水道事業の適正な料金について」の諮問について
- (2) 可児市水道事業中長期収支計画の改定について
- (3) 可児市子どもの読書活動推進計画（第4次改訂版）の策定について
- (4) カニミライブ図書館の開館後の状況について
- (5) 可児市人権施策推進指針（第4期）（案）のパブリックコメントについて
- (6) 第4期可児市多文化共生推進計画（案）のパブリックコメントについて
- (7) 第四次可児市男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントについて
- (8) 部活動改革の進捗状況について
- (9) 運動公園整備事業の進捗状況について

3. 協議事項

- (1) 地区センター長との懇談会のまとめについて
- (2) 議会報告会について
- (3) 行政視察について

5. 出席委員（8名）

委員長	伊藤 壽	副委員長	奥村 新五
委員	伊藤 健二	委員	川上 文浩
委員	野呂 和久	委員	酒井 正司
委員	高木 将延	委員	前河 一平

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民文化部長	日比野 慎 治	建設部長	林 宏 次
水道部長	只 腰 篤 樹	地域協働課長	田 島 純 平
施設住宅課長	今 井 亨 紀	文化スポーツ課長	水 野 正 貴
図書館長	古 山 友 生	下水道課長	西 山 浩 幸
上下水道料金課長	和 田 誠		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	杉 山 尚 示	議会総務課長	佐 藤 一 洋
議会事務局 記 書	林 桂 太郎	議会事務局 記 書	中 水 麻 以

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第79号 可児市農業集落排水事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（和田 誠君） それでは、よろしくをお願いいたします。

議案第79号 可児市農業集落排水事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

資料1の議案書は2ページから10ページまで、資料6、議案説明書は1ページに記載があります。

資料1、議案書の2ページをお願いいたします。

この条例は、可児市農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴って改正の必要がある関連条例6本を1つの条例にまとめて一括提案しています。

9月の議会で概要を説明させていただいておりますが、主な改正点は、1つ、条例中「市長」を「管理者」に改めるもの、2つ、条例中「規則」を「規程」に改めるもの、3つ、関係する条例を整備するものの3点が内容でございます。

まず議案書の2ページ、第1条、可児市部設置条例の一部改正については、水道部の分掌事務を変更するものです。農業集落排水事業を企業会計に移しますので、市長部局、一般会計で事業運営を行う事業を明示する形で変更しております。

次に、第2条、可児市特別会計条例の一部改正につきましては、農業集落排水事業を下水道事業に会計統合しますので、可児市農業集落排水事業特別会計を廃止するものです。

次に、3ページから6ページにかけての第3条、可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、条文中の「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改めるものです。

次に、7ページから8ページにかけての第4条、可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正につきましても、条文中の「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改めるものです。

8ページから9ページにかけての第5条、可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、設置条例第1条第1項で、地方公営企業法を適用する下水道事業の定義を公共下水道事業及び農業集落排水事業に改めます。

第2条第3項では、公共下水道事業の項目を改め、同条第4項で、農業集落排水事業の項目を新たに規定します。

また、第5条では、地方自治法の一部を改正する法律が5月に公布され、来年令和6年4

月1日施行となっており、地方自治法の条項にずれが生じるため、引用条項を改めるものです。

次に、9ページから10ページにかけての第6条、可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例につきましては、読替規定を削るなど規定を整理します。

なお、附則第1項において、施行日は令和6年4月1日とし、附則第2項において、施行に関し必要な準備行為、例えば予算編成などですが、施行前にも行うことができると規定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第79号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） 企業会計に変えるということは分かったんですが、これは大変な作業じゃないかなあと。条例だけでこれだけ変えて、その下の規則等々も変えないかんのけど、まず作業量がどれぐらいということと、この先収益的と資本的、またそういう作業というのは増えてくるはずなんですけど、その辺の作業量、どんなぐらいになりますか。

○上下水道料金課長（和田 誠君） 条例改正につきましては、今回やらさせていただきます。

実際、今作業を進めているものは、予算編成を公共下水道事業の中に、今は公共下水と公共特環の2つのセグメントですけど、そこに農集を一つ加えるという形なので、新しく科目を設けて農集を整理していくと。それに基づいて1年執行していけば決算という話になりますので、また決算のところも作業としては増えていきます。

あと、特別会計を廃止すると条例に書いておりましたが、その打切り決算というのが3月をもって行われますので、4月早々には打切り決算分の事務作業が出てまいります。

おおむね以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（酒井正司君） 長洞と塩河でしたっけ、これってどうなんですか。今の過去から未来に向けての農集人口というか、排水量というか、その辺の変化の見通してどのぐらいなんですかね。

○下水道課長（西山浩幸君） 各農業集落排水事業につきましては、計画のほぼ100%に近い方の接続をいただいております、新規の方は区域内におる方が移転するというような場合を除きましてお断りしているというような状況です。

処理場の容量に限りがありますので、将来的には処理場の更新の時期に合わせて公共下水へという計画もありますけれども、しばらく先になるかと思っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はお願いします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了いたします。

これより議案第79号 可児市農業集落排水事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（今井亨紀君） よろしく申し上げます。

9月の令和5年可児市議会第4回定例会における建設市民委員会の報告事項として御説明をいたしました可児市市営住宅管理条例の一部改正について、今議会に上程させていただきましたので、改めて改正の概要説明をさせていただきます。

議会定例会配付資料の資料1、令和5年第5回可児市議会定例会議案、議案第86号の38ページから46ページ及び資料6、提出議案説明書5ページから6ページの議案説明書の議案第86号の部分を御覧ください。

議案説明書に沿って御説明いたします。

まず初めに、改正の趣旨及び概要でございますが、市営住宅の入居要件及び共益費の徴収について、昨今の社会情勢等を鑑み、大きく2点を焦点に今回改正を行うものでございます。

1点目は、市営住宅の入居要件に関する改正で、若年単身者世帯を含む住宅に困窮する低所得者に対し、適切な住宅供給ができるよう、市営住宅の入居要件を緩和するものでございます。

2点目は、現在は、市営住宅の入居者が自ら団体を運営し、当該市営住宅の清掃活動、共同施設の光熱水費の徴収等を行っていますが、近年自主運営が難しくなっていることから、市が共益費を徴収することとし、入居者に対し、公平な費用の負担を求めるものでございます。

改正内容については、議案説明書の(2)改正内容に記載のとおりでございます。

今回、改正議案を上程するに当たり、市民へのパブリックコメントの募集及び既存入居者への共益費に関する説明を行っております。パブリックコメントについては、10月6日から10月23日にかけて意見募集を行いました。意見の提出はございませんでした。

また、既存入居者への共益費に関する説明会を10月から11月にかけて各市営住宅団地ごとに説明会を実施し、共益費の徴収に関する方針を説明しております。欠席された入居者の方

については、説明資料を後日配付して周知を図っております。

最後に、附則の関係でございますが、施行期日については、令和6年4月1日を施行日といたします。また、準備行為として、改正後の第17条の2の規定による共益費の徴収に関し必要な準備行為については、施行日前においても行うことができるというふうにしております。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第86号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（野呂和久君） 39ページの入居者の資格というところで、第5条の第1項の第2号のところですか。

これまでの親族があることから、親族であることに文言が変わっています。岐阜県では、パートナーシップが行われるようになりましたが、こういう方について、親族であるという条件にはまるようになるのでしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） お答えいたします。

9月の報告のときにも同じような質問があったかと思うんですけども、ここの第5条の第1項の第2号のところですね。婚姻の届出はしないが事実上婚姻の関係と同様の事情であるものというところを取り扱っていくということとして扱っておりますので、一応岐阜県と同じような形で、もしそういった方が見えれば、県のパートナーシップの登録証というか資格を提示していただいた上で認めていくというふうにやっていく予定としております。以上です。

○委員（酒井正司君） 共益費の徴収は、収支的な活動ができないので、これは市が肩代わりするという意味だと思うんですが、例えば住宅の清掃活動なんかも入っているんですね。光熱費の徴収なんかはともかくとして、清掃活動まで、じゃあ共益費を市が取るからその部分まで肩代わりするというふうで、いわゆる自主活動をしなくてもいいよという、非常にマイナス的な発想だと思うんです。その辺はどうなんですか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今の清掃活動というか、市営住宅の中に共同施設、いわゆる共用部分ですね、個人の住戸専用部分ではなくて、いわゆる共用の廊下とか階段とか、あと敷地周り、いろんな通路とかあると思うんですけども、当然民間でもそうですが、その掃除はしないといけないと思うんですね。

今まで入居者の皆さんがやっておったものを、今度から共益費を取って市がその辺作業をしていくということになりますので、そこに必要な費用ということですので、ボランティア的なものではなくて、今までやってみえた共用部分の掃除ということですね。その辺のところの費用ということでございます。

○委員（酒井正司君） 言ってみれば、自治会が解散するみたいな、いわゆる自主的な活動に期待していないという方向性なので、ということは施設の愛着というか、近隣への配慮というようなことが打算的になるような発想な気がするんですよ。これは今回しようがないにし

ても、何かそういう住みやすい環境をお互いにつくるんだというような意識の醸成をぜひ続けてほしいなど。市の財産ですからね、お願いしたいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） じゃあ、その他。

○委員（伊藤健二君） 公募の例外、第4条にあるんですね。これまで細目が第1号から第7号までありましたが、それを全部取ってしまって、いわゆる市長が、公営住宅に公募を行わずに入所させることができるという総論で表示をしてあります。

これまでのこうした場合については入居がさせられるという一定の基準というか、考え方の方向性が示してあったかと思うんだけど、こういう部分については今後どういうふうに対処していくんでしょうか。

あるいは、ここに書いてある例示以外に必要な判断で入居させる必要があるという、例えば社会福祉的な措置で、本人の施設管理能力がないとか、そういう状況で公営住宅で一定の介護というか、公営住宅できちんと生活を新たにすることがあるという判断がある場合は、特別、別途基準を持っているわけでしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 第4条の公募の例外の部分ですけれども、これは今回削っておるような格好になっておるんですが、実はこれは内容が第1号から第6号、第7号とあるんですけれども、ここについては公営住宅法の規定に既にあるものと、二重に書かれているような格好になっておりますので、今回整理させていただいて、法律のほうにあるものは消しているというふうなところでございますので、基本的な運営としては何も変わっていないということになります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方はお願いいたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前9時18分

再開 午前9時22分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑ですが、野呂委員。

○委員（野呂和久君） 44ページの入居者の費用負担義務の第17条のところですか。第2項で、前項に掲げる費用のうち、入居者が負担させることが適当でないということで、その適当でないという判断基準は何でしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） お答えします。

これについては、共益費いろいろなものがあるんですけれども、この中で入居者が低額所得者であるということから、過大な負担とならないように、共益費の上限を設けようというふうにも考えております。

これについては公営住宅法でも、あまり過大にならないようにということでお話がございますので、いわゆる今の近傍同種家賃というのが公営住宅法上は家賃の算定のときにするん

ですけれども、それに対するいわゆる民間住宅の家賃並みのものに対して、民間でも大体5%から10%ぐらい程度の費用を共益費としてやっておるようですので、大体5%から10%の範囲で、住宅の敷地や設備ごとに費用も積み上げますと住宅団地ごとで変わってきますので、そういった費用を条件としては設けるつもりでおります。

それを越えた範囲というのが一部、市のほうで負担するということになりますので、そういった費用であるということとか、あとは今後、将来用途廃止を行うような住宅団地については、入居者の数が激減していくということもありますので、そういった場合に一部市のほうで負担をするというふうな内容等がございますので、そういった費用を想定しておるところでございます。以上です。

○委員（野呂和久君） ありがとうございます。

第17条の2第1項のところですが、先ほどの第17条の第1項の説明で、各市営住宅ごとで共益費の清掃だったり、除草だったり、樹木の手入れとそれぞれ多分違ってくるのかなというふうには思いますが、共益費として何をやるのか、何を選択するかというところは、今やっている範囲内のことということでしょうか。現在行われていることをそのまま当てはめるというふうにとればいいのでしょうか。

Aという市営住宅のところでは、草刈りを共益費の中でやっているということだと、それをそのまま今回の、条例は変わっても、内容は変わらないと。その共益費に係る内容は変わらないということですか。それとも、これからこれについて共益費に入れてきますよということこれから精査していくのかどうかということなんですけど。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。分かりますか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今御質問の件については、基本的には住宅団地ごとで、やはり今言われるように草取りが大分必要なところとか、共同タイプの長屋タイプとか共同住宅タイプのところもありますので、そうなってくると長屋のところはそんなに費用は、基本的には街灯とか草取りとかそういう清掃程度だと思うんですね。共同住宅タイプのところになってくると、今度は水道を送るポンプであるとか、共用部分が出てきます。階段とか廊下とかが出てきますので、そういったところの清掃費用とか、中にはエレベーターのあるところもありますので、そういった費用の積み上げということになります。

その清掃とか草取りとか、電気代を払ったりとかということは、今入居者の皆さんが自ら皆さんで集めてやっていますので、基本的には内容は一緒になるかと思えます。

ただ、今まで入居者の皆さんではちょっとできないというところで、要は今、家賃と駐車場代しか取ることが条例ではできませんでしたので、いわゆる消防の点検みたいなものとか受水槽の清掃とか、そういったところは市のほうで委託してやっておりましたけれども、基本的にはそういった費用も一般的には入居者が皆さんで合わせて共益費として支出していくというものになりますので、今回見直してその辺の費用も含めて、団地ごとにこの団地はこれぐらい、この団地はそんなにかからないねというところで積み上げた費用でやっております。

ですので、先ほど申し上げたいいろんなメニューがたくさんある団地についてはかなり費用が上がってきますので、そういったところで上限を設けて、あまり高額になると、皆さん低額所得者で困ってしまいますので、その配慮をしているというところで、この一部または全部の負担を市がすることができるという規定を設けております。以上です。

○委員（野呂和久君） 次は、住宅の明渡し請求、第30条のところですか。

これまでは家賃を3か月以上滞納したときということから、改正では滞納している家賃及び共益費の合計額が家賃の3か月分ということになるので、金額的には家賃だけではなくなってくるので、いわゆる今までは、滞納があってはいけないんですけど、2か月までは明渡し請求の対象にはなくて、3か月以上滞納をしたときに請求の対象になるんですけど、これはもしかすると、例えば家賃が低額の方の場合だと、もともとの家賃の基準が低いので、そこにさらにこれから共益費も合計されてくるので、例えば1か月2か月で既に明渡し請求の対象になる可能性はないかということをおっしゃったのですが、そういう可能性はないでしょうか。

家賃が例えば4,000円とか、そういう方は共益費が入ってくると、1か月とか2か月のところで既にぼーんと、ここでいうところの明渡し請求の対象がちょっと変わってくるのかなというふうに読み取ったんですけど、それはないでしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） お答えします。

基本的にはこの規定は、当初考えていた時期に、共益費を例えば3か月滞納したときとかというのを単純に考えると、額が何千円とかという金額になりますので、なかなか猶予する期間として3か月ってすぐ来てしまうというところで、基本的には現在ある家賃の3か月分というところの金額ですね。確かに今野呂委員言われるように、収入に応じて家賃が変わってきますので、その個人個人によってその費用の3か月分の合計額というのは当然変わってくるのはもともとある考え方になると思うんですけど、今ある規定の3か月を軸として、例えば1か月家賃がたまっている。共益費が3か月分とか4か月分たまっていて、今の設定の方の3か月分の家賃になったときということですので、トータルとして、基本的な考えとしては家賃の3か月分が共益費とか家賃、いろいろごちゃごちゃと合わせたときに、その方の家賃の3か月分というところで考えております。ですので、個人個人で入居者の家賃が違いますので、収入に応じてですので、収入がある程度ある方は例えば2万円の家賃、収入がちょっと低い方については1万円の家賃ということがあります。収入に応じてその辺は当然家賃も変わってきますので、この辺の考え方も多少前後してくるのかなというふうには考えています。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 単身者の入居できる市営住宅の規格ですが、55.4平方メートル以下の小規模住宅だというふうに、この規定だけは場所がちょっと移っているけれども、そのまま規定されています。

この小規模住宅というのは、今、市の全体の市営住宅の中でどの程度の割合、細かくなく

て結構です、おおよそでいいんだけど、どの程度あって、この小規模住宅に単身者が入居できているのかどうなのか。どの程度入っているのか分かりますか、利用状況。分かればお願いします。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今現在、現行の規定のものでは45平米以下ということになっておるんですけども、そちらのほうは、今285戸の管理戸数があるんですけども、その中の73戸が小規模住宅というものの数になっております。改正後は、それを少し増やす格好になりますけれども、55.4平米以下ということで、45戸増える格好になりますので、トータルで118戸ということになりますので、全体の41.4%が単身用でも入れるということになります。

ただ、戸数としてはまあまああるんですけども、実際には皆さん入居をしてございますので、この中の単身用のところが退去されて空いてきたときに、募集したときに単身の方でも入れるというふうな状況になりますので、毎年募集としては2回ないし3回程度の募集になりますが、それでもやっぱり数戸の募集となりますので、たくさん空いているというわけではないということでございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（野呂和久君） あと、43ページの入居者の選考という第7条の第4項のところですが、入居者選考委員会から名称が、住宅困窮度判定基準検討委員会というふうに名称が変わっていますけれども、選考される委員というのは中身は変わらないということでしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 中は、民生委員・児童委員の方と福祉部局の課長と私ども事務局になりますけれども、構成員としては変わりません。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

他に質疑のある方はお願いします。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第86号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第87号 可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（和田 誠君） よろしく願いをいたします。

議案第87号 可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1の議案書は47ページ、資料6の議案説明書は6ページとなります。

資料1の47ページをお願いいたします。

今回の改正は、供給先の商号が変更されたことに伴い、改正するものでございます。

概要は、改正前のKYB株式会社からカヤバ株式会社に改めるものです。

施行の日は、公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第87号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） この議案だけじゃなくて、これは大したあれじゃないんですが、例えばこれで名前が変わるとなると、いろんな作業、例えば運動公園のカヤバスタジアムもありますよね。これは当然、看板の掛け替え等々あるわけで、この議案と関係ないけれども、関連してこれも事務作業が当然発生するんで、包括的に係る費用というものは委託先というか、カヤバさんに支払いを要求するわけですかね。

○委員長（伊藤 壽君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時41分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○上下水道料金課長（和田 誠君） 所管であります文化スポーツ課のほうに確認はしておりますが、例えば今のお話のようなスタジアムの名称変更、看板とかですね。そちらのほうは企業が行うことになっておりますので、順次カヤバ株式会社のほうで掛け替え等は行っております。

市側のほうとしましては、チラシとか配布物、そういうものにつきましては、10月1日以降はカヤバ株式会社とするようにということを文化スポーツ課のほうから各所属に案内は出ておりますので、そのような対応をしております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続きまして、討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第87号 可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。執行部の方は御苦労さまでした。

休憩 午前9時43分

再開 午前9時45分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、2つ目、報告事項(1)「可児市水道事業の適正な料金について」の諮問についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（和田 誠君） よろしく願いいたします。

報告事項(1)「可児市水道事業の適正な料金について」の諮問についての御報告をいたします。

資料は、タブレットのほうの2ページとなります。

水道料金の見直しにつきましては、前回、平成30年度に平成31年度から平成35年度の5か年間について行われました。今年度いっぱい算定期間の5年間が終了いたしますので、令和6年度から5年間の水道事業の適正な料金についてを、来週開かれます令和5年度第2回の可児市上下水道事業経営審議会へ諮問させていただきます。

今回は、可児市水道整備基本計画、可児市水道事業中長期収支計画を説明の資料といたしまして、可児市の水道事業の現状、今後の投資事業となります水道施設の耐震化事業、老朽管更新事業などを説明いたしまして、次の5年間の可児市の適正な水道料金の在り方について御審議いただくものでございます。

今後の予定としましては、審議会委員の方からの御意見を聞きながら、1月中旬に予定しております第3回の審議会において答申案の方向性を示していただき、2月の第4回審議会において、取りまとめた答申案を御確認いただきたいと考えております。その後、市長への

答申ということになります。

委員の皆様には、次回3月の建設市民委員会で答申内容について御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） ちょっとお尋ねします。

ここには直接連動していませんが、今後の水道整備基本計画の在り方を議論するという内容なので、そこでお尋ねをしますけど、名古屋の市長が導水路問題に言及して、今年は早々から岐阜県も導水路、長良川を越えてこっちへ来るやつですね、これの導水路計画について、再度また始めるかのような話が出ました。

無駄な公共事業の見本のような話なんですけど、これがこっちへ延伸してくるとやなしに、もし決まってくると影響を受けるかと思うんですが、現在、県営用水から水道を受水していますけど、これとの関係ってどういうふうに今お考えでしょうか。あるいはどんな受け止めをしておられるのか、お考えがあればお聞かせいただきたい。

○水道部長（只腰篤樹君） 導水路事業につきましては、令和5年の2月に名古屋市の考え方が変わったということで報じられておりますけれども、この導水路事業の現状の動きとしましては、それがあったから急激に何か動いているかというような印象は受けません。粛々と代替案となるダム事業の各項目について精査しているのかなあという印象を受けています。

将来的にの話なんだろうけれども、今のところ県のほうから、この事業があるから今後こうなるよというような、例えば相談であるとか見込みであるとか、そういった話は一切聞こえてきておりませんので、いましばらくこの動向は、こちらとしては見定めていこうかなと思っています。この事業そのものについては、皆さんも御記憶があるかと思いますが、平成6年の大渇水、これに対応するものということで取り組んでおる事業というのが一つの目的でございますので、岐阜県知事のほうからも発言ございますけれども、早く速やかに事業を進めていただきたいというような、そういったコメントが出ておるといったこととでございます。それ以上のことは、今のところ動きはないということとでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） はい。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ほかに質疑のある方はお願いします。

〔挙手する者なし〕

では、質疑もないようですので、次に、(2)の可児市水道事業中長期収支計画の改定についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（和田 誠君） 引き続きよろしくお願いいたします。

報告事項(2)の可児市水道事業中長期収支計画の改定についての御報告をさせていただきます。

資料はタブレットの3ページとなります。

まず、中長期収支計画の改定の経緯と目的でございます。

本計画は、平成25年度に初めて策定し、おおむね3年度をめどに計画をローリングしております。現在計画は、令和2年度に改定したもので、3か年を経過するため、昨年度、水道課において改定されました、水道施設の整備更新事業を進めます水道整備基本計画を投資計画とし、その事業推進を支える財源構成がどのようになるかを検討する財源計画としての中長期収支計画の改定を進めておるところでございます。

計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10か年でございます。

次に、計画の主な改定ポイントでございます。

1点目は、目的のところでも述べましたとおり、整備計画に基づく財源構成をどのようにしていくかということで検討を加えていくところでございます。

2点目は、整備計画改定時に採用された人口予測及び水需要予測を使い、水道会計の大きな部分を占めます費用につきましては県水受水費を、収益につきましては水道料金の将来推計を行います。

3点目は、整備計画の投資額ですが、年度間における事業費をできるだけ平準化していく考えではございますが、どうしても設備更新において単年度の費用が増大する年度が出てまいります。そのような場合には、企業債の借入れも視野に入れてまいります。

4点目は、電力費や薬品費などの維持管理費について、最近の物価上昇傾向も見込みながら費用のほうを算出していきたいと考えております。

進捗状況と今後の予定ですが、現在、整備計画において改定された水需要量予測などのデータの確認、また現収支計画では平成27年度から令和元年度の5か年の決算数値を参考としておりましたが、年度送りをいたしまして、平成30年度から直近の令和4年度の決算数値を参考値とするよう確認作業を行っておるところでございます。

令和6年3月議会の建設市民委員会において、計画の概要を説明させていただき、4月以降、市のホームページに公表し、広く市民に見ていただきたいと思っております。

最後になりますが、資料にはちょっと記載はございませんけれども、計画の名称を現在中長期収支計画としておりますが、下水道事業でも使用しております経営戦略という名称に改めたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で説明のほうは終わります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、この件に関しまして、質疑はございませんか。

質疑のある方はお願いします。

○委員（酒井正司君） 計画どおり進められるということですが、データを整理して予測を立てるという意味ではAIも非常に優れていると思うんですが、その辺の活用についてはどう

ですかね。

○上下水道料金課長（和田 誠君） 現在のところは人手でやっておりますので、今後はそういう御提案のようなところも、取り入れるところは採用していきたいと思っております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、これでこの件に関しまして終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時55分

再開 午前 9 時56分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、(3)の可児市子どもの読書活動推進計画（第4次改訂版）の策定についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○図書館長（古山友生君） よろしくお願ひいたします。

資料の4ページを御覧ください。

可児市子どもの読書活動推進計画（第4次改訂版）の策定についてでございます。

この計画につきましては、9月の建設市民委員会の報告事項でもお話をさせていただいておりますが、カニミライブ図書館の設置などの理由により第4次の計画期間を1年延ばし、令和5年10月に第4次の改訂版を策定させていただきましたので、報告させていただきます。

主な改正内容といたしましては、令和5年11月に開設した図書館新分館の活用を第5次計画の最重点事業とするため、第4次計画期間を1年延伸いたしました。

もう一つ、次に、移動式図書館ひまわり号の事業廃止を記載いたしました。

それからもう一つ、計画の各事業において目標値が設定してございますが、未達成のものは継続、達成済みのものについては上方修正をしております。

改訂版の主な改正点につきましては、抜粋し、朱書きで4ページから6ページに記載がしてありますとおりでございますので、御覧ください。

また、改訂版の計画本体につきましては、データで添付してあるとおりでございます。加えて来年度、第5次の計画の策定をしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、委員の方、質疑のある方お願ひいたします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に、(4)カニミライブ図書館の開館後の状況についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○図書館長（古山友生君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

資料につきましては、7ページを御覧ください。

カニミライブ図書館の開館後の状況ということでございますが、御存じのとおり、令和5年の11月23日にカニミライブ図書館が開館いたしました。カニミライブ図書館利用者等の状況でございますが、開館後の11月中の8日間の状況について、御覧のとおり数字となっております。

カニミライブ図書館につきましては、出入口を限定することができませんので、既存の本館や分館のように来館者数の把握はできませんが、館内のカウンター近くに1か所センサーが設置してございます。あくまでも参考値ということになりますけれども、来客者センサーカウント数ということで、その数値、それから貸出者数、貸出冊数、新規登録者数が載せてございます。

次に、参考として、令和4年度及び令和5年の10月の実績から来館者等の1日の平均及び新規登録者の1か月平均が載せてございます。

次に、絵本の読み聞かせでございますが、これにつきましても、11月に3回実施し、実績は御覧のとおりでございます。また、12月は読み聞かせを6回実施し、令和6年1月以降は、毎月第2月曜日と第3土曜の月2回実施していく予定でございます。

次に、考察でございます。

御覧のように、実績の数値を上げさせていただきましたが、図書館として非常によかったと思っている点は、貸出者数の3分の1が新規登録者という数字が出ております。新たな図書館利用者の掘り起こしにつながっていると思っております。これは、図書館を商業施設の中に設置し、図書館という敷居を下げることにより、お買物ついでの利用客が気軽に本を借りていただけるという表れでもあると思っております。

次に、市民からの意見でございますけれども、職員が利用者からかけていただくお声も好評な意見がほとんどで、明るく開放的な雰囲気がある上、全て新品の本がそろえてあることが満足度につながっているのではないかと考えております。ただ一方で、少数の方の意見でございますが、本の配置が分かりにくいといった御意見もいただいております。

今後につきましては、この本の配置につきましては、アドバイスをいただいておりますキュレーターの三條氏と相談しながら、掲示方法等を検討していきますし、また喜ばしいことではございますけれども、多くの方に本を借りていただき、現在貸し出す本が少なくなってきたしております。既に追加で本を発注しておりますけれども、なかなかすぐに手元に届かない状況ですし、お子さんの絵本につきましては、本館の本を配置し対応している状況でございます。

いずれにしても、蔵書については貸出しが多く不足感がある部分、特にお子さんの絵本や観光といった分野が不足しております。ですので、ここを中心に早急に充実させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑のある方はお願いいたします。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に、(5)可児市人権施策推進指針（第4期）（案）のパブリックコメントについてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） よろしくお願いたします。

それでは、可児市人権施策推進指針（第4期）（案）のパブリックコメントについてを御説明いたします。

現在進んでおります第3期の可児市人権施策推進指針が今年度で最終年度となりますので、現計画を見直し、令和6年度から令和9年度までの4年間の推進指針を策定するものでございます。

まずは、可児市人権施策推進指針（案）の資料を御覧いただきたいと思っております。

表紙の2枚目、目次を御覧ください。4章立てになっております。

第1章、第2章、それから第4章につきましては、基本的な考え方や方向性は第3期を継続するというものでございまして、関連法規についての追記などとなっております。第3章の分野別施策の推進につきましては、各論となっておりますけれども、これまでの計画の進捗状況や新たな課題などについて整備したものとなっております。

まず、1ページ目から始まる第1章の基本的な考え方につきましては、構成の説明になりますけれども、国際的な動向、それから国内の動向、それから本市の動向というような記載がありまして、3ページからは基本理念、それから推進期間などが記載をされております。

続いて、8ページ目になりますけれども、第2章というふうで、人権教育とか人権啓発の推進についてが記載されています。

12ページからは各論となっております、分野別施策の推進についてが記載されてございます。

記載の構成につきましては、1. 男女共同参画を例に御説明いたしますと、まず現状と課題というものについて、国や県や市の現状、最後に課題という順番で記載がされております。

また、13ページに行きますけれども、それらに対する施策の方向性として取り組む施策について、大体2項目から5項目程度で記載がされております。

次のページ、14ページ以降につきましては、令和4年度に行われました人権意識調査の結果について、過去2年の結果と比較したグラフが記載されております。

最後に15ページ目になりますが、用語解説というような記載の順番になっておりまして、こういった形で9項目について順次分野別に掲載がされておる構成になっております。

大きく変更する分野につきましては、今も説明した1の男女共同参画、それから3の高齢者、4. 障がい者、6. 外国籍市民のこの4つにつきましては、今年度中に次期計画を策定しておりますので、現時点での次期の対応に合わせた記載が更新されております。

それから、今度は42ページまで飛びますが、PDFのページでいきますと44ページ目になります。

9. 刑を終えて出所した人の分野につきましては、現指針ではその他の人権問題に記載されておりましたが、再犯の防止等の推進に関する法律というものがありますけれども、それにおいて、都道府県や地方自治体に国の再犯防止推進計画を勘案して策定するように努力義務が課されておりますので、新指針では新たに分野別施策の推進の項目に追加をさせていただきます。再犯防止推進計画に位置づけたいというふうに考えております。

最後に、PDFのページでいきますと47ページ目になりますけれども、10項目めでその他の人権問題ということで、分野別の施策で上がった9項目以外の人権問題を記載させていただいております。

以上で、この指針につきましては、令和6年1月10日から31日までパブリックコメントを行って、新年度から運用したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑のある方はお願いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に、(6)第4期可児市多文化共生推進計画（案）のパブリックコメントについてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） 次に、第4期可児市多文化共生推進計画（案）のパブリックコメントについてを御説明いたします。

こちらも現在進んでおります第3期の可児市多文化共生推進計画が今年度で最終年度となりますので、現計画を見直し、令和6年度から令和9年度までの4年間の推進計画を策定するものでございます。

見直しの内容につきましては、基本理念や施策の柱などは基本的に継続とし、これまでの計画の進捗状況や社会情勢の変化、新たな課題を整理したものとなっております。

まずは、第4期可児市多文化共生推進計画（案）の表紙の次のページの目次を御覧ください。

赤字で記載されている部分につきましては、第3期から変更された部分となっております。

第1章、計画の策定にあたって、第2章、国際化の現状と課題、第3章、基本的な考え方、第4章、具体的な施策、第5章、計画の推進の5章立てで構成しております。

第1章、1つ目ですが、第1章につきましては、計画策定の導入部分となっております。

1. 外国籍市民増加の背景、それから2、3、4、5、6の計画期間が記載されております。

なお、1の外国籍市民増加の背景の赤字になっております9行目当たりですけれども、令和5年10月の人口、それから3ページ目とか36ページ目も人口の記載がされておりますけれども、最終的には令和6年1月の人口に変更する予定でございます。その他の記載につきましては、社会情勢の変化に伴う修正などになっております。

次に、4ページ目になりますけれども、第2章が始まってまいります。

国際化の現状と課題につきまして、こちらにつきましては、統計資料や令和4年度に実施しました外国籍市民意識調査などから数字を掲載し、現在に至るまでの状況が19ページまで記載をされております。

次に、20ページ目ですが、そういった現状から見いだされた課題を中心に、現在までの取組が記載されておるところになります。

次に、ちょっと飛びますが、33ページ目からになりますけれども、第3章が始まってまいります。

こちらは、総論の部分になりまして、基本理念であるとか4つの柱につきましては、前計画から継続となっております。

分かりやすく説明させていただきます。34ページ目の体系図がございます。この4つの柱からつながった11の基本施策がございます。その基本施策を具体的にしたものが、黒く網かけがしてある部分でございますけれども、22の施策となっております。

その次のページに行きますと、基本施策の内容についてが少し詳しく示されております。

次のページ、36ページ目につきましては、前計画から設定されました重点施策といたしまして、やさしい日本語の普及、それから災害時の情報伝達の充実が前回から掲載されましたけれども、それに加えて、本計画では今後も多国籍化が進むと予測されますので、AI翻訳機を使用するなどのDXの推進、それから可児市の魅力や情報発信の担い手となる人材の育成や、外国籍児童・生徒がグローバル人材として社会で活躍していくためにキャリア教育を実施するなどの地域活性化とグローバル化への対応についてが追加されております。

次のページからは、第4章、37ページ目になりますが、具体的な施策ということで、各論という形で記載がされております。今説明させていただきました重点施策で上がった地域活性化とグローバル化への対応に関わる新規の2項目を含めて全61項目についてが記載されており、これが50ページ目まで続いております。

最後に、51ページ目になりますが、第5章といたしまして、多文化共生に関わるそれぞれの役割の再確認をして閉じております。

先ほど説明させていただきました人口の更新や軽微な数字の修正などを行った後、パブリックコメントについて、先ほどと同じ日程、令和6年1月10日から31日まで行い、新年度から運用したいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に対しまして、質疑のある方はお願いたします。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

次に、(7)第四次可児市男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントについてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） それでは、第四次可児市男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントについてを御説明いたします。

現在進んでおります可児市男女共同参画プラン2023が今年度で最終年度となりますので、現在、現計画を見直し、令和6年度から令和9年度の4年間の新プランを策定するに当たり、パブリックコメントを予定いたしております。

こちらの見直しの内容につきましては、基本理念やプランの方向性は基本的に継続といたしまして、これまでの男女共同参画の推進状況や本市を取り巻く社会情勢、新たな課題に対応した計画としております。

まず、プランの名称につきましては、今までありました西暦の表記2023の部分ですけれども、開始された年号なのか終了の年号なのかちょっと分かりづらいというような御意見もありまして、計画期間を大きく記載することや第何次かを入れることとなり、西暦表記はなくすという方向になっております。

次に、目次ですけれども、目次がPDFのページでいきますと3ページ目になります。

第1章は計画策定の趣旨と背景、それから第2章は可児市の現状と課題、第3章は計画の概要、第4章は計画の内容、第5章は計画の推進体制の5章立てで構成をさせていただいております。

次に、PDFのページでいきますと44ページまで飛びます。

体系図になっておりますけれども、御覧いただきますようお願いいたします。

ページ数でいきますと40ページです。PDFのページでいきますと44ページになります。

主な変更点につきましては、3回開催されました可児市男女共同参画推進審議会におきまして、4つの変更点がございました。

1つ目は、この体系図でいきますと、基本目標というところに今4つ記載がされておりますが、最初、現計画では6つの基本目標となっておりましたけれども、基本目標を4つに取りまとめまして、スリム化をしております。これは、関連性の高いものや重複していた内容を取りまとめ、より実効性の高いプランに変更したというものになっております。

2つ目の変更につきましては、基本目標の1や3に関するところになりますけれども、多くの分野において、ジェンダー平等と、それから多様性というような推進を目指すものにしております。これは、SDGsの目標5のジェンダー平等を実現しようというところからも関連しております。

3つ目につきましては、多様性への対応というところになりまして、基本目標の3. 多様

性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくりの方針、次の列になりますけれども、方針中の(3)誰もが安心して暮らせる環境づくり、それからこれちょっと次のページに行きますけれども、施策の方向というところになりますけれども、ちょっと見づらいですが、②の多様性への対応というところになりますけれども、岐阜県が岐阜県パートナーシップ宣誓制度というものを発足されまして、これを受けまして、当市でも実施可能なサービスの情報提供であるとか体制整備を行うことを追加しております。

最後の変更点につきましては、基本目標の4. 性被害、DVのない社会づくりでは、前プランのDVの内容に加えて性被害を追記いたしまして、性被害に対する教育であるとか相談体制の充実を図るものとなっております。

以上が大きな主な変更点となっております。

こちら前2つの計画と同じですけれども、パブリックコメントの実施期間につきまして、令和6年1月10日から1月31日までの22日間を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

次に、(8)部活動改革の進捗状況についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） よろしく願いいたします。

部活動改革につきまして、進捗状況を報告させていただきます。

資料のほうで、建設市民委員会のPDFの11、12ページというふうになります。

9月の委員会でもお時間いただきまして、部活動の地域移行につきまして御報告させていただいておりますが、休日の部活動を地域クラブとして活動することにつきまして、令和4年10月から試行的に保護者が受皿として運営してまいりましたが、保護者主体では難しいとの御意見を多数いただきました。その件を受けまして、その後、受皿をどうするのかというところを準備会、学校等と協議してまいりました。

まず、受皿は総合型地域スポーツクラブである可児UNICを主体として、保護者、それから学校、教育委員会、体育連盟、文化団体により共同型で推進するという事で体制を取っていきたいというふうにしております。

そのことにつきまして、この資料11、12ページの資料を使って、これまで教員説明会、それから保護者説明会を全中学校で開催してまいりましたが、説明会では、生徒について、それから指導者について、それから周知方法など、多くの質問や御提案をいただいております。今後、これらの質問、提案などを基に、準備会による共同型の推進体制の整備や、各課題の対応策を進めてまいります。

2月以降は教員説明会、保護者説明会に加えまして、入学者説明、それから指導者講習等を実施しまして、令和6年4月以降の本格的な地域クラブによる休日部活動の開始をしたいというふうに考えておるところです。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関しまして、質疑のある方はお願いいたします。質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） UNICがやることで、12ページの地域クラブ活動パターン1のところにあるような単独型、合同型、オール型、今のところイメージとしてはこのような形で学校名が入っていますけど、そのようなくくり分けでという方向でいいですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 基本、学校単体ということで部活動は進められていきますけど、やはり競技人口を含めて、1つの学校だけでは試合に出られないとか、競技できないということがございますので、そういったことをいろいろ考えまして、共同でやったり全体でやったりということで、中学生の子たちがいろんな大会に出場しやすいような環境整備というのをやっていきたいというふうに考えておるところです。

○委員（高木将延君） そうすると、競技によって幾つか分かれると思うんですけど、競技人口で、やりたい子たちが減ったら合同になって、増えたらまた分かれるというような考え方でいいですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 学校と生徒の御意見、保護者の意見を聞きながらなんですけれども、そういう形の方法を取ることもあります。臨機応変といいますか、一番いい、ふさわしい体制で部活動をやっていきたいというところなんです。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） こういう形しかちょっと進めないのかなとは、あんまり好きじゃないけど、やりながら修正しながら進んでいくしかないのかなというところはあるんですが、これはまずUNICが中心になって、中心に据えられて、その周りの諸団体と一緒にやっていくということで、UNICってそこまでの、例えば事務局の数とかそれとか人員体制とか予算的なものとかは、これ進めるとしてもでき得る環境にあるのかなというところもあるんです。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 今現在、UNICは3名の方が事務対応されています。主な中心的なところは、保険の加入とか、あと部活動の加入とか、そういった登録事務をやっていただくんですけど、おっしゃるとおり、3人だとやはり大変大きな仕事だと思うので難しいのかなというふうに思っています。

今回、コーディネーターということで、これ国からも県からもということで、配置というのを求められていまして、各市町もそういったコーディネーターという役割の方を設置されています。そういった方をUNICの中でポジションとして確保していきたいというふうに考えておりまして、それを総括コーディネーター、それから担当するコーディネーターということで、今3名ほど考えておるところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） やりながらということは分かるので、例えば仕切りでいったら体育連盟のほうが今全体の事業も増えて人の部分も充実しているというか、全てに関して中心的存在を担えるだけのものがある。そこを中心にして周りをというようなイメージもあるのかな。

UNICが中心的、コーディネーター的な存在でというと、ちょっとこんなこと言ったら失礼だけど、さすがに組織的としてちょっと難しいというか厳しいというか負担が多いというか、そんな感じがしてならないんだけど、その辺のところは、今はそういう形で今やっていこうと、進もうとしているんだけど、その辺の感覚的な部分は、予算も含めてなんですけど、どうなんですかね。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 準備会の中でも、やはり今おっしゃったとおり、大きな課題なのでUNICが大きな負担担うというのは難しい。体育連盟も、実はすごく積極的に御協力をいただいております、今ちょっと役割分担というのを、共同型ということなんで持ちますというところですよ。

UNICが、先ほどの事務的なところなんですけど、例えば体育連盟は、今役割としては指導者の派遣、各競技団体にいろいろアプローチしていただいて、指導者の確保というのも大きな課題ですから、そういったことを前向きにやっていただいております。あと、指導者の講習会というのを、こういったことを体育連盟が役割としてやっているということで、いろんなサポートをしていただいて、UNIC中心に支えていただいているというところですよ。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） 予算的なことは、予算面は。

これ運営していくのに予算って、来年度予算になってくるんだけど、その辺のところの運営費なんかは当然増えてくるわけですよ。その辺のところは確保してやっていくということ。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 予算のほうは、今、各指導者には無料というわけにはいきませんので、県のほうから大体1時間1,000円が基本じゃないかということで出ましたので、それを基本的にやっていきたいというところですよ。

その指導者の報酬、それからコーディネーターの報酬、そういったところを確保はしておりますというところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） こうなってくると、地域格差も出てくるかもしれないし、それはもう致し方ないのかなということと、やりたい児童とか生徒とかって地域クラブ活動、部活の延長という中学生が中心になると思うんだけど、やりたい子がやれないというのはちょっとやはりよくないなあという部分がありますし、学校側も今までの在り方がどう変わるのかというのは、これやってみないと分からないというところがあるんだよね、確かにね。

その辺のところは、やはりやりたい子供たちがちゃんとできるような体制というのを協力し合ってつくっていく場所も時間も人ということになってくるので、その辺はお願いしながら、またいろんなものが決まったら、細かくちょっとまた随時教えていただけるというふ

うに思います。よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ほかに質疑がある方はお願いいたします。

○委員（酒井正司君） 先生の働き方改革にも寄与することであり、理想ではあるんですが、現場の声は、こんなうまいこといくのかという非常に悲観的な声が聞こえてくるんですね。

この12ページの一番左の単独型、学校単位のことですが、この辺、いわゆる地域差が出るんじゃないかということ非常に皆さん心配していらっしゃるんですけども、特に指導者なんかの確保の面で、その辺についてのお考えはどうですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 指導者の確保は、大きな本当課題です。

今まだちょっと指導者確保できないところもあるんですが、今本当に先ほど言いましたように、体育連盟のほうが先月から各競技団体、不足している団体のほうに声かけしていただいて、我々のほうと前向きに協議させていただいております。すごく感触的には御協力していただいておりますので、そういった方の御協力の中で進めていきたいなというふうには思っております。

また、地域格差の話なんですけど、やはり例えば例を挙げますと、東可児中学校の野球部がないと。野球したい子がいるという前提の中で、やはり野球したい子が、例えばほかの学校と一緒に野球が続けられるというような体制、ほかの競技もそうなんですけど、そういったところも配慮しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） また、これは変なこと言っちゃうといかんで、怒られるんであれですけども、我々も監査ということで学校をずっと回らせてもらっていて、中学校も回っているんですけども、学校によって物すごく意識の差があって、先生とか学校とか、そのところはちょっと所管外になるかもしれないんであれですけど、やっぱり連携を取っていかないとできないじゃないですか。

だから、その辺のところの、どういった形で土・日の活動をしていながら、どうその瑕疵責任も含めてしっかりときちっと制度設計だけして、学校もやっぱりそれぞれの学校で考え方が大分違うので、例えば例を、嫌らしい話になると、協力的なところとやっぱりそれはちょっともうお任せします、うちは関係ないですなんか出てくる可能性があるんで、その辺のところ非常に難しいと思うんですけど、一番、これは行政がやらないとトラブルのもとになっちゃうね、その指導者とか受けてくれる、やってくれる人たちと学校とのトラブルとかいろんなことにつながりかねないので、大変だと思うのは重々承知の上で無理なお願いかもしれないけど、ちょっとその辺のところ、やはり利用者目線というか、やっぱり対象は子供たちになるので、そこを最も中心において考えてやっていってほしいなと思うので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） いろんな条件が違ってくるので、各保護者のお考えも変わってくることもあるかもしれないんですけど、今情報共有ということで、校長会、教頭会、それぞれの中で一緒の場についていただいておりますので、なるべ

く温度差がないような形で進めていきたいというふうには思っておるところです。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はお願いいたします。

○委員（高木将延君） 中体連のことがいろいろ書いてあるんですけど、子供たちの中体連の出場ができる・できないが多分気になってくると思って、もともと学校の部活動を土・日どうするかという話から、合同型とかやりたい人がほかでやれるような体制を取るということが、何か逆に学校の単一でのチームができなくなる方向に行くような気が僕はするんですが、子供たちが部活をやっていく中で試合とか出たいというのに、中体連が一つ大きな目安になると思うんですが、中体連の試合に出るのに支障はないのかということですね。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） それぞれの競技でちょっと細かく出場のルールが変わっているところがございますので、そこは本当、我々も含めて要注意すべきところかなと思っています。おっしゃるとおり、試合がある程度皆さんの活動のモチベーションといいますか、目標であるというふうには認識していますので、出られるようにというところですよ。

今でも、例えば軟式野球なんかは一緒の合同チームで出るというのがありますし、ソフトボールもやはり人数の関係で、もう全体でやらなきゃいけないかなというのもあるので、そういったことを注意深く見ながら、出られるような形で調整をしていきたいというふうには思っております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、ないようですので、この件に関しましては終了といたします。

それでは、続きまして、(9)運動公園整備事業の進捗状況についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 運動公園整備につきまして、進捗状況を御報告させていただきます。

まず、資料の13ページを御覧ください。

現在、既存の施設、この照明施設とか管理棟などの施設の解体を進めておるところでございます。工事の本格開始前、10月に地元自治会、それから連合会、それから隣接する可児高校のほうに工事説明を実施しました。その中で出た意見としましては、通行される方、それから施設を利用される方の安全の確保、それから工事によって周辺施設への音も含めて配慮、そういったことをお願いしたいということで御意見いただいております。

令和5年度につきましては、当初、令和6年3月27日に完了としておりましたが、予算決算委員会でも御報告させていただいておりますが、工期を延長させていただきまして、今のところ令和6年10月頃をめどとして進めております。

理由といたしましては、工事資材の一部につきまして市場の需要が高まっておって、手配に時間が必要なこと、それから周辺施設の方から、特定、この日のこの時間帯はちょっと音が出ないような工事にしてほしいということで、御配慮してほしいということをお願いま

したので、そういったことを調整しましたら、なかなか作業のほう見直さなきゃいけないということがございましたので、3月完了はちょっと難しくなったというところでございます。

新たな工程としましては、次の14ページになります。

東ゾーン全体の工事全体、令和7年度完了なんですけど、こちらのほうは遅れがないように調整は進めております。翌年であるので、補助金のほうも令和5年の分が令和6年に回るということはないというふうに確認しておりますので、全体については、利用開始が、供用開始が遅れるということなどについては、今のところないというふうな状況でございます。

報告は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑のある方はお願いいたします。

○委員（酒井正司君） 計画の変更を見ますと、造成工事と電気設備工事が大幅に工期が伸びているんですが、この理由と、予算に影響しないかということをお伺いします。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 今回、需要が高まるということの資材の一つが電源ケーブルです。これにつきましては、全体的にほかのところも遅れるとかいう話になっておりますけど、いろんな情報を聞きますと。入りづらくなっているという表現だったんですけど、なっていますというところなんです。手配に時間がかかるということなんですけど、入りづらくなっているんですけど、全体への影響はないです。

造成がなぜ遅れるかということ、施設を造っちゃってから最後の仕上げになりますので、どうしてもほかの工程に一番左右されやすいということなんで、そういった意味でちょっと遅れるということになります。

予算については、影響ないようにやっています。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がある方はお願いいたします。

○委員（高木将延君） 冒頭の説明で、近隣への配慮という話があったんですが、前の農業試験場があったところの駐車場です。臨時駐車場でよく使うんですが、あそこ今工事の管理棟が建っていて、工事関係者の車に使われているんですよ。運動公園グラウンドとかのイベントのときにこちらのほうで利用者の方が使っていて、ちょっと危険というまでは行かないんですけど、いろいろな車があったというのがあったんで、ちょっとそちらのほうも近隣住民以外に、大きいイベント等をグラウンドでやるときに、少し工事関係者の人にも周知というか、配慮をお願いできればなというふうに思いましたので、一つ話だけさせてもらいました。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 工事のほうですね、利用者の方には迷惑にならないということで、注意は払っていただいておりますし、あと施設管理は、体育連盟とも連携を図りながら、常に情報共有しながら進めておるというところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方はお願いいたします。

ございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

ここで、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時57分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、協議事項3.(1)の地区センター長との懇談会のまとめについてを議題といたします。

11月14日に開催いたしました地区センター長との懇談会について御意見を伺いたと思います。資料のほうは15ページからになっております。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、資料を簡単に説明させていただきます。

期日は今言ったとおりですが、テーマとしては、現状とそれから課題、今後の地区センターの在り方についての懇談をとということで進めました。

出席者については、地区センター長10名と建設市民委員の皆さんということでございます。

それから、主な内容を取りまとめましたが、地区センターの施設の課題に関しましては、エレベーターがないとか、それからイベントの際に駐車場が狭いとか、体育館に冷房がないというような話、それからトイレが和式であるというようなことが課題としてセンター長のほうから意見が出されました。早急にできるものは改善が必要であるというふうに思いました。

それから2つ目として、運営面での現状とその課題に関しまして、センターの利用者ですね、これは女性が多く男性が少ないという現状があるということ、それから講座等の工夫をしても男性の利用が増えないというような課題があるというお話がありました。それから、講座からサークルへの活動が結びつかないというような話もありました。

それからもう一つ、防災拠点としての地区センターの課題として、やはり防災訓練への参加者も少ないというようなこともありまして、実際の大災害発生時に防災拠点として対応し切れないんじゃないかというような意見がありました。こうしたことに対しまして、防災意識の向上に向けた取組が必要ではないかというように思いました。

それから3つ目として、今後の在り方についてにつきまして、地区センターの利用者に関しましては、子育て世代と、そういった世代の方々の利用が少ないんで、今後そうした世代の利用を増やしたいというようなこと、それから女性の利用者に対して、先ほど言いましたように、男性の利用者が少ないんで、男性の利用者も上げていく方法がないかというようなことを考えているというような話、それから地区センターについて、利用率は高いんですが、もっと地域とのつながりを高められるような場所というようなことで取り組んでいるというお話もありました。

それから、こうした取組を進める、より地域とのつながりをつくっていくために、自治会

と地区センターの関係性についてどうあるべきかということを確認にして、地区センターのしっかりとした組織づくり、職員が少ないとかそういうような話も出ました。地区センターのしっかりとした組織づくりをし、地区センターの在り方、具体的な方針を持つべきではないかというような御意見もありました。

全体として、6つ目に感じたこと、考察でございますが、やはり地区センターにつきましては、14地域ございます。その規模とか形態も違います。また、地区センターそのものの規模とか部屋の構成等も違います。一概に同じように語ることはできませんが、地区センターの目指す、地区センターを拠点とした地域づくりを進めていくことができるよう、こうした意見をしっかりと受け止めて、これからの地区センターの在り方の具体的な指針を持つべきではないかということが大切な意見であり、それぞれ地域で今後の在り方について議論をしていく必要があるのではないかというふうに思いました。引き続き、当委員会としても地区センターの拠点としての在り方、地区センターの活動に注視をしていきたいというふうに思いました。

以上でございますが、この懇談会につきまして、報告書を含め御意見がありましたらお願いしたいと思います。

○委員（伊藤健二君） 意見、注文ということではないんですが、途中で個別問題が認識できたので、そのことについてちょっと報告だけしたいと思うんですけど、これ地区センター長との懇談でいろいろと抱えている課題を把握するという点では有意義でありましたが、話の中で、地区センター長からの議会への直訴会のような雰囲気の一部なりまして、いろいろ課題を抱えておることがよく分かりました。

それで、放置できないと思われる課題が若干2点だけあったので、私も現場の応対というか、確認を個別的に、個人的に対応をしました。

1つは、ゆとりピア、広見地区センターの床がささくれておってどうのこうの、こういう話がありました。利用者の足のけがに結びついてはいかんで、これは事実どうなんやという話の問題と、もう一個は、中恵土地地区センターの浄化槽の処理に何か不具合がありそうな話で、長年この問題提起しておるけど取り合ってもらえないみたいな話になっていたんで、本当にそうかという問題も含めて、臭いがひどいので、それが臭って利用者も減っておるといのがセンター長の言い分の一つにあったんで、これはちょっとこのままじゃいかんなどと思って対応しました。

事実は別のところで既に対応が進み始めておって、日比野市民文化部長のところから田島地域協働課長のところへ話を下ろしてもらって、田島課長が直接確認をして、中恵土地地区センター浄化槽の処理については問題は特に起きていないのでということと、広見地区センターについては、天井の改修と合わせて、床についても計画的に対処していくという話ができているということらしいんで、仕事上の処理として話を煮詰めておいて、ともあれ地区センター長に余計な不安を残さないようにしっかりと説明をしておいてもらいたいと。

ともあれ、議会として聞いたらいっぱい出てきてというのは、聞くことはこっちは聞くけ

れども、そこへ訴え出なければ事が始まっていかないではまずいで、その辺をよくきちつと説明してもらおうようお願いをしておきました。結果的には処理がされると思いますので、報告にとどめます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見どうぞ。

○委員（川上文浩君） やはり地区センター長が、どこでもそうなんですけれども、要望になっちゃもう駄目なんですよね。要望聞く会にしちゃ何も出てこないし、最近監査なんか行っても、監査委員に要望出される人見えるんで、勘弁してくださいと。監査はそういうところではありませんというふうには言うんですが、それで何か施設的なものについては、それぞれ課題があるでしょうからそれは整理して、施設管理の部分ですね、箱物を管理していく部分については、そこはもうしっかりと、地区センターには連絡所長が必ずいますので、何のための連絡所長かということになるので、その話を議会に持ってきてもらっても、これははっきり言って困るというか、対応するべきものじゃないというふうに思うんで、そういう部分と、あとは運営面で、じゃあどう運営していきたいのかという意味を地区センター長中心に出さないといけないのが、今そうになっていない状況が、これ改善しないと駄目だと。

自治連絡協議会との関係も地区センターによってばらばらですので、それはそれとしていろいろあるとは思いますが。一体的にやっているところ、全然関係なくやっているところ、いろいろあるのでそれも、あとは利用者目線でどうかということと、将来的にどうするか。

一般質問の中でも、何か統合したほうがいいんじゃないかという内容の部分もありましたが、あれは暴論であって、そういう否定することはないですけれども、いろいろそういったことも議会とすると、じゃあ議会としてどうしていくのかということですので、まずやらなくちゃいけないのは、公民館から地区センターに変わったわけですから、何のために変えたかということ、地域の拠点にしたいから公民館は外しますと。教育委員会から外して市長部局へ持ってきましたんですので、それうまく進んでいるかということ、前の公民館の時代からずっと変わっていない。こんなこと言っちゃ失礼かもしれないけど、物すごく活発にできたのは、桜ヶ丘地区センターと帷子地区センターというのは、やはりすごく活発に、もともと地元住民が主体に動いていますから、そういう意味では理想的なものだろうなあというふうには思うので、そういうところを徹底的にリサーチして、せっかく市の中にそういった地区センターがあるんであれば、そここのところの運営の仕方をみんなでもう一度見ながらやっていけるようなシステムの土壌づくりを議会でやって、将来的には、例えばもう本当に事務作業があるところですよ。住民票の発行とか何かをやっているところの事務所で自治連絡協議会の役員が会議をしておるなんてことは、本来はあり得ないわけですよ、同じ事務所の屋根の下で。別の会議室ならいいんですけど。

その辺のやっぱりルーズさというのを、この個人情報の部分からいうと非常にちょっと危ないなというところもあって、やっぱりそういう在り方を何年もこれやってきているので、そろそろもう議会としてもいろいろ意見、この内容、これ委員長まとめていただいたんですけど、この内容で、これ5年前と何も変わっていないですよ、多分中身、この出た意見と

いうのは。多分10年前とあまり変わっていないと思うんです。トイレの問題とかいろんな問題、例えば調理室が欲しい、調理室が欲しいと。僕いつも言うんです、調理室なんて無理ですと。なぜかという、一番稼働率の悪い施設って御存じですか、議場と調理室ですよ。これはもうはっきり言うんですけど、市の施設の中でね。

やはり災害のときは災害のときで、災害のときにそこが使えるとは限らないじゃない、被災しているんだから、調理室自体がね。だったら、やはりそういったことができる仕組みとか野営できる仕組みとかそういうのも訓練したほうがいいよみたいなこと言うんですけど、やっぱりそういったところが、いまだやっても多分この内容というのは5年前、10年前とあまり変わっていないということは、使い方も考え方も変わっていないので、トイレがどうかささくればどうのという話というのは、それは当然解決しなくちゃいけないんですけど、これ議会でやることなのかということになってくるので、そうなれば我々もこう行って、委員会にしてもそうですけど、回ったときにそういうのを届けて、ちゃんとやってねというしかないの、そこには必ず連絡所長がいるのというのも前提ですけどね。市の職員が何人かいますから、その話であって、そこはちょっと外したほうがいいと思っていて。やはり地区センターが、地区で独立して、最終的には、例えば指定管理でやってよとか、全体やってほしいとか、出せるところは、これからDX続ければ職員も要らなくなる可能性あるので、いろんな証明発行も。そうなってきた場合に、そういった方向でよりもっと使いやすく、例えばもう24時間使えるよみたいなことだってできるわけですね、条例変えてしまえば。設置管理条例変えちゃえばできちゃうんで、何だってできるんですよ。

地域によって、そういうところがあればどんどん開放して行ってやって行って、うまく活動できれば、頭の中では、もう地区センターというのは、例えば午前9時から午後8時までしか駄目だとか午後10時までしか駄目だとかという頭はあるかもしれないけど、24時間やろうと思えばできるわけであって、不可能ではないので、そういったところをもう少し、先を見据えてみんなで議論したほうがいいような気がするなというのはありますし、我々この委員会なので、やはり課題は外国籍の方々が、さっきもデータが出ていましたけれども、完全偏在ですよ。蘇南中学校下、土田、それから今渡、それから川合と、5割超える生徒がそこに集中しているわけですから、そう思うとやはり桜ヶ丘なんか本当少ないですし、広見もまだ少ないほうだと思います。人数にすると少ないので、そういったことも含めて、そういった方々が集中しているところの地区センターの在り方みたいなのも、これ絶対重要なんですよね。重要なんで、これもっともってそういった方にも利用してもらえるような使いやすいものに変えていくということも含めてみんなで議論して行って、もうそろそろある程度、これも結論を出さないと、ずうっとこの内容を5年も10年も持っていて、トイレいまだにまだ直っておらんがやというレベルではないんじゃないかなというふうには思いますね。すみません、長くなりました。

○委員長（伊藤 壽君） いいえ、ありがとうございます。

今のおっしゃられたように、目指す方向ですね、地域の核として地域をどうしていくかと

いう考えを地区センターで進めていこうというところと、まだまだ公民館の延長線上のような内容の話とか、格差、地域でも格差が見られますんで、この辺をどうしていくかというのも課題かなというふうに思うんですけど。

○委員（川上文浩君） あと1点は、これ失礼な言い方になってしまうけど、地区センター長の意識改革も必要なのかなというふうには、もうつくづく思います。

この前、みんなに集まってもらって僕もやりましたが、やっぱり地区センター長が、これぶっちゃけたこと言うと、報酬もらわれて権限を持ってやられていると。自治連合会長じゃないので、自治連合会の会長というのは別の話になってしまう、これ地区センターからすると。そことのちょっとあれも含めて意識改革を地区センター長がしていただいて、そこに今いる職員が賛同していきながら、地域の人たちと、自治連合会は中心的な組織ですけど、それ以外の方々、利用者も含めて、もう考えていってもらおうという方向でやればなあというふうに思いますし、それに対して、例えば突拍子もない意見が出てきて、外国籍の人たちのために午前0時までうちはもうやるよみたいな話になったときに、市はそれに協力していくし、議会もそれに協力していくという立場であるんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見ありましたらお願いします。

○委員（高木将延君） 今、川上委員とか委員長が言われたような感じなんですが、話の中でも、公民館から地区センターに変わって、やはり稼働率だとか利用率というのがすごい重視されるようになって、それを上げよう上げようということではいろんなことを企画されているところもあるんですが、それが行き過ぎるということではないんですが、だんだん地区センターというよりもカルチャーセンター化しているというような話も出ていまして、なかなか便利に使いたいということで、それは逆に言うと、地域からどんどん離れていく。地域の課題の拠点になっていないという方向に進んでいるところもあるので、その辺、やはり交通整理というか、方向性をしっかりする部署なり何かが必要なのかなというのは一つ思いました。

やはり今お話にもありましたように、地区センターでセンター長によって大分方向が違うような気がしたので、その辺、地域格差というよりも、地区センター長が地域の特徴として捉えてもらって運営していっていきような形が取れるといいのかなというふうに感じました。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございましたらお願いします。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この意見をある程度、担当の所管のほうへ伝えていったほうがいいと。いいですかね、これ。

○委員（川上文浩君） ぜひ私だけの意見じゃなくて、委員会で意見まとめたほうがいいとは思いますが、やっぱりそういった方向でやってほしいなあということと、やっぱり地区センター長の意識改革というのもしていかないと。

ただ、今本当に地区センター長はそれも日頃考えながら、地区センターまつりをどう運営するかが頭の中9割以上なんですよ。そうなってくると、地区センターまつりをやるための組織でしかなくなって、あとはもう利用者にお任せみたいな話になってくると、僕はカルチャーセンター化しても悪くはないし、それも一つの手かなと思うところもある。でも、一番はやっぱり利用者がやっぱりいいよねとって、いろんな今もう多文化共生でもあるし、やはり人権の問題も、いろんなLGBTでもそうですし、全ての人が使いやすいものにしていかなくちゃいけないというのが公の施設なので、それは絶対外しちゃいかんで、それを鑑みながら、やっぱりちょっとあれしてほしいかなといたら、本当にセンター長見ている、どのセンター長も地区センターまつりに相当集中されていて、あれが終わったらもう仕事が終わりたいところが少なからずあるんじゃないかなという感覚がちょっとあるのでね。そんな失礼なこと言えないですけどね。

だから、そういったことを含めて、だから連絡所の所長が、やはりもう自治連合会の仕事が結構いろんなものが多くのかかかってきたり、窓口はそれほどではないと思うんですけども、そこにちょっと力が注げないというのもあるのかもしれないと思うので、その辺のところも、ちょっと担当課にはやはり在り方をきちっとしたほうがいいよということ言っていたらというふうに思いますし。

統一的なものはないんですね、これ。地区センター協議会も議員が入っていたり入っていなかったり、誰か入っていたり入っていなかったりとかいろいろあるので、そういう意味では、とにかく担当課にもう少し、ちょっと組織も含めて考えてもらうようなことをしていったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますし、ここだけの話ではなくなっちゃうんで話しますけれども、今年の中部中学校下の地区センターまつりというのは、中学生のボランティアがたしか4人か5人しか来なかったんですね、3館合わせて。これ学校長が替わるとこんなに変わるんかと。前は80人ぐらい来ていたのが、ええっという話になって、学校って何なんだという、物すごく変わると、校長、教頭が替わると経営方針が変わってここまで変わるんかみたいところがあって、地域にとって学校って何なんだというところも、さっきの話にもつながりますけれども、もう少しそういったところも踏まえた中で、教育福祉委員会とも協議しながら、こういうのを考えていくといいなというふうには思いました。

やはり中学生とか高校生を使ってくれるほうがいいですからね、やっぱり広く。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

あとよろしいですかね。

今後、皆さんからいただいた意見をどうしていくかというような、執行部のほうへ、まとめ切れませんが、そのまま出すというような形で伝えていきたいというふうに思いますし。

○委員（川上文浩君） 1点、これそのまま出しちゃうと何という話になりますよ。この文章だとね。

○委員長（伊藤 壽君） まとめ直して要点だけ。

○委員（川上文浩君） 建設市民委員会の議会報告会というので地区センター長とやったけど、

結局いつもの要望出しておるだけやないかとなっちゃうんで、またちょっと考え直してもらって、委員長に。

○委員長（伊藤 壽君） すみません、ありがとうございます。

ただいまの、今日出しました報告書と皆さんにいただいた意見をもう少しまとめて簡潔にして、所管課のほうへ伝えていきたいというふうに思います。

よろしいですか、そのように取り扱って。

〔挙手する者なし〕

では、この件に関しましては、これで終了してよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次に(2)の議会報告会についてを議題といたします。

先般、広聴部会がございまして、議会報告会について開催要領（案）が示されました。これまで新型コロナウイルスの感染症拡大で十分できなかつたんですが、これからはフェース・ツー・フェースで、人と人と直接集まって意見交換をしていくというような形で進めていくということでございます。

それから、開催は例年どおり、今までどおり年2回開催の予定ということで、1回目は終了ということでした。

それから、班編制ですが、議会議員全員で対応するというので、3常任委員会ごとに行っていくと。総務企画・建設市民・教育福祉委員会でそれぞれを担当して進めるということでございます。詳しくは、また実施計画書がありますんで、それを見て説明をしていきたいというふうに思います。

それから、報告会の当日の進め方ですね、これにつきましては、全体会、ここは川上広聴部会長が進めていきます。それから、全体会では、予算決算委員長による決算の提言説明とか予算説明を行ってまいります。

それから、分科会については、テーマごとに意見交換を行うということで、最後、全体でまとめという進め方です。

また、そんなようなことで、全体進めてまいります。

それから、一番最後のページ、表になったものですね、実施計画書。これですが、議会報告会の日時は2月10日土曜日ということで、午後からということで行う予定です。場所は、この市役所の5階フロア、目的としましては、そこにあるような令和6年度予算案、これを使って意見交換を行うということです。

それから、対面方式で行うというようなこと、またいろんな団体とか市民に参加を呼びかけるというようなことで進めていくということです。

それから、内容につきましては、全体説明、これは行われます。特に今日ここで協議をお願いしたいのは、その内容の第2部、各分科会のテーマということですが、各常任委員会に分かれます。真ん中にありますが、建設市民委員会ということでございます。ここで、ニーズに合った利用しやすい公共交通に見直しをとということで、テーマは仮に例として挙げてあ

ります。ここについて、本日特に協議をお願いしたいということです。参加の対象者は希望者ということで進めるということです。

コロナ禍前のように、それぞれ中でグループをつくりまして、司会と記録というようなことで進めてまいりたいというふうに考えております。各グループで出た意見を最後に全体での意見共有ということでまとめを行うというような進め方です。

すみませんが、その当日、2月10日土曜日の予定ですが、そこで行われる建設市民委員会の部分でのテーマ、これについて皆さん御意見をいただきたいというふうに思います。よろしいですか。

あらかじめ、これはグループウェアに掲載してあったと思いますので見られたと思いますが、テーマについての御意見もいただきたいと思います。

○委員（高木将延君） すみません、少し、ちょっと経緯だけ話させてもらっていいですか。

今回、いつも決算の議会報告会、秋にやっていたんですけど、1月、2月の間にというふうに変更にさせていただきました。やはり市民からいただいた意見を直接予算決算に反映していくというような思いがあって、それで市民の皆様が議会を通して市政というか、市の行政が変わっていったという実感が少しでも湧けば、関心度も上がってくるのではないかなという思いがあったので、議長とも相談させていただいて、広聴部会のほうで諮らせていただいてこの日程で、1月末か2月の頭ということで議会報告会を設定させていただきました。

1つは、予算について直接話ができればいいんですが、議会としてやっていることの中で、9月に出した提言、これに対して執行部のほうからの回答がしっかり出てきますので、その回答に対してまた議会からの意見が言える、それに対して市民の意見を反映できるかなということもありましたので、この今回のレジュメの中には各委員会のテーマとして、この前9月に提言させていただいたものを載せさせていただいています。

ただ、これに限らず、各常任委員会でやっていることを、重点にしているテーマで構わないと思いますので、ここでまた皆さんに議論いただければいいんですが、一つのこの2月に変わったという経緯がそういうことでありますので、ここで少しお話をさせていただきました。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

というような経緯で進めてまいりましたということですね。

テーマといいますか、内容について、議会報告会の建設市民委員会としての内容について、御意見があればということですが。内容が固まってくれば、テーマも必然的にある程度もう決められると思いますので。

例としては、今まで公共交通について、実際にさつきバスにも乗っていただいて確認等やってきました。そうしたこともありますし、また別の何かテーマですね、この建設市民委員会の課題に上げたテーマ、それが先ほど高木委員が座長として言われましたが、決算での提言、その中からでも建設市民委員会所管の部分、その中からでも結構ですし、意見等ございましたらお願いします。

○委員（川上文浩君） ずっと課題は、委員会当初の委員長が示してくれた課題を抱えていますので、公共交通か多文化共生か地区センターの関係とか羅列しておいて、その中から当日、まず一丁目一番地から入って行って、それが深まればそのまま深めていけばいいと思うし、時間ができたら次の課題でみんなでやるとか、あとは参加者の中には、こういうことをテーマにしてほしいという方も見えるでしょうから、それをうまくコーディネーターの議員さんが取り上げながら当日進めていかれて、何かいい意見交換プラス予算に反映できるもの、意見として出せるものはないかということを探索していけばいいんじゃないかなというふうに思います。

ですから、公共交通だけではなくて、ちょっと幅を持ったほうがいいのかというふうな気はしています。予算自体はもっと幅広いので。

○委員長（伊藤 壽君） 進め方としては、そういうことですね。

ただ、参加者募集のときに、ある程度テーマを示す必要もあるんじゃないかなと。

○委員（川上文浩君） そうしたら、幾つか羅列しておけば。そこにE T Cとだけでもいいよ、そのほかみたいな。

うちの持っている課題をそのままびびびっと書いておけばいいんじゃないの。

○委員長（伊藤 壽君） 皆さん、いかがですか。今提案ございましたが。

○委員（酒井正司君） テーマは当然必要だと思いますし、これ継続した課題なのでぜひとも思うんですが、問題はいわゆる動員、その辺のほうがあればなので、そのテーマをどれだけアピールするか、あるいは今のように幅広く、議会への提言であったり意見がいただきたいというようなサブタイトルもつけていただきたいし、カニミライブは多分若い層なので、ほとんど車での移動だと思うんですが、それにこだわらずに年寄りの方もぜひ行っていただきたいので、お孫さんとかのあれになるんで、そういう拠点が1つできたよというようなこともまた参考にして、会の運営の細部になるかと思いますが、その辺もぜひ検討したほうがどうかかと。

それと、公共交通の見直し計画がありますので、その辺も押さえて準備する必要があるのかなあとと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

そうしましたら、基本的には建設市民委員会の課題、これを中心にしてもらうということですね。

ただ、これ募集のときに難しいんじゃないですかね。参加者募集、テーマ。ほかのテーマでもいいよというような書きぶりですかね。

○委員（川上文浩君） と思います。これまで説明したとおり。

○委員長（伊藤 壽君） まず公共交通、このテーマを上げておいて、こういうことを中心に行いますが、参加者の方の御意見により……。

○委員（川上文浩君） だから、さっき言ったように、3つぐらい大きい課題出しておいて、抱えているもの、その中からやりますよみたいな。当日決めて、もう臨機応変にいかないとしようがないです。

当日、参加人数もあれだし、先ほど酒井委員言ったように、参加に関しては、各種団体にも声をかけてくださいというふうに各委員長にお願いしてあるので、例えば自治連合会なり何なり関係する団体があるじゃないですか。多文化共生ならフレビアとかそういうところも協力してもらってということもあるので、そういうのはもうテーマはある程度絞ると、3つぐらいに絞っておいてテーマ、あとは何かあればいいですよというふうに行かんと。

ただ、これは予算に関連してこなくちゃいけないので、もともとの目的は予算審議の前に市民の意見を聞きましょう。その前に決算でやったものを提示して、そこからどう今回の予算に反映されているのか、どう影響を与えるのかというのを初めての試みとしてチャレンジするやつなので、そういった広い範囲内のものを置いておかないと駄目なんだろう。

例えば中には、分かりませんが、それは基金の話になるかもしれないし、水道事業会計の話になるかもしれないし、予算に関わることなので。そういったことも踏まえて、しっかりとした対策を取っておく。当然、このやるに当たっては、財政のほうから資料は上がると、全て上がってくるというふうな話を聞いておりますので、中水さん、そうだね。財政課が上げてくれると言ったもんね、資料。

○議会事務局書記（中水麻以君） 完成のものでは多分ないとは思いますが、出せる範囲のものでということになっています。

○委員（川上文浩君） 出せる範囲のものだとは思いますが、完璧な全部資料上がってくるかどうか分かんない。ただ、もうそのときには印刷に回っていますので、予算書は。ある程度内容は出せるはずだということで確認はしておりますので、そういった部分でやればいんじゃないかなというふうに。

これがきっかけとなって、もう少し踏み込んだものは来年ぐらいになるかもしれませんが、1年通してやるかもしれませんが、予算に対してどう市民意見を集約するかということですので。そこだけまず外さないようにしてもらえれば。単なるこの課題を解決する議会報告会じゃないですと。

○委員（高木将延君） 川上委員が言われるように、臨機応変にというか、いろんな幅広いことでやらなきゃいけないとは思いますが、取りあえず各委員会で最大2グループまではできるということになっているので、2つ大きなものを出しておいたらどうですか。

2つ、公共交通なら公共交通と多文化共生なり地域の課題解決なりの2つ、委員長のほうで決めていただいて、そのほかにも受け付けますみたいなことで、最大2グループ、この建設市民委員会の中で2つに分けてできるので、2つテーマ持ったら。

〔「最大3つまでは対応できる」の声あり〕

そうですね。そういう形でどうでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（川上文浩君） あと委員長のここだけ。委員長のこれ次第。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

2つという意見、それでは3つということで進めさせてもらいます。1つは、先ほども出ましたので、公共交通については、テーマ取り上げていただきたいということで意見出ましたので、これは1つ入れるということで、あと多文化共生とかいろいろあるかと思えます。それはどうしましょう。もう正・副委員長でよろしいですか、お任せいただいて。

〔挙手する者なし〕

では、テーマにつきましては、3つ上げて募集に備えるということでお願いしたいと思えます。

1つは公共交通について、あと2つにつきましては、決算状況、予算状況に絡み合わせて、正・副委員長で決めて提示するというようお願いしたいと思えます。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

では、よろしくをお願いします。

そのほかこの議会報告会実施計画の中で何かありましたら、御意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、この件につきましてはこれで終了いたします。

あと、すみません、次に(3)の行政視察を議題といたしますが、これについて何か御意見がありましたらお願いしたいと思えます。

○委員（川上文浩君） できれば本当に行きたい、行政視察は出たいなと思えます。市内でも見たいなところはあるんですけど、まずはやはり公共交通が来年にかけてまとめ上げて、最終的に再来年に向けて出すといっているんで、これはやはりほかも含めてどういった、特に我々も今までもらっている市民からの意見なんかも合わせて、やっぱり特に僕は今回一般質問の中ですごく気になったのが、そういう声は届いておりませんという執行部の答弁について、これはあかんなど。やはり議会がしっかりちゃんと指摘して、そういう意見を言って、きちんと委員会の中でやっていかないと、そういう意見は届いておりませんと、ああいふ本会議場で言われてしまうので、そこはちゃんとやったほうがいいかなというふうに思えます。

あとは、やはりもう一点は、多文化共生も、これ最終的な結論はまだ出ていなくて、これは教育福祉委員会にも関連してくるんですが、様々ないろんな取組であるとか、今夜間中学の分までどうするかということは、これは所管外になってきますので別の話としても、そのところはひとつ、やはりまだ結論が出ていない部分もありますし、現状、今回も多文化共生について質問しようというのもまだこれからかなと思いましたが、やはり今の人口ピラミッドを見ると、外国籍の方々は30代を中心に理想的な人口ピラミッドにはなっています。

ただ、今後、人口動態とか偏在、いろんなものを含めて今後どうなってくるのかというこ

とと、これからじゃあその人口というのは、推計した場合に増えるのか減るのかということになってくると思うんですけども、これは増えざるを得ないだろうというふうにはどうしても考えていかなくちゃいけない大きな必要があるので、これの先進的事例というものは、特に浜松市であったり仙台市であったり、大きいところは結構やっているんですけども、政令市あたりはやはり率先してやりますので、そういったところなんかもぜひ見てみたいな、見学してみたいなあ、意見聞きたいなというところはあります。

あとは、委員長の腕次第でいい場所を見つけていただければ非常に勉強になるのかなというので、多文化共生と公共交通の今後の在り方ですね。やはり人口が減ってくる、あれしてくる場合に高齢者ももう少し増えてくる。一定の時期が来たら減ってくるんですけども。公共交通なんかはきちっと調査、視察も含めて調査して意見を述べるべきだなあというふうには思います。

○委員（伊藤健二君） 公共交通って物すごく難しいなあというのをつくづく感じています。

今のさつきバスをくるくる回して風運んでいた時代と比べると、いろいろつくってデマンドバスにして、あれもやってこれもやってみたいな、タクシーも活用して、現状の民間タクシー会社への経営圧迫を起こさんようにしつつ、委託をかけていく。まさにいろんなこと全部取り込んで、多様、多重的につくってきておるよね。それでいて、名鉄とJRが若干あるだけで、市内を循環する地下鉄はもちろんないし、そうやって考えていくと、本当に可児市独特のやり方をやって、結局やれるところまで来たという感じがするけど、それでも市民要望には、この前の実地調査をやった結果は、応えられていないという部分ですよ。

それ、公共交通が応えられるのかという根本疑問にまで、今私の個人的な頭の中には到達しているんだけど、その辺どういう視察先を見つけるか、先進例があるのか。特に地理的立地条件はもう千差万別でしょう。羽島市みたいにまっ平らなところで、柱何本かあるぐらいやもんで自由に線が引けるエリアと、あそこ昔、見に行ったことあるんだけど、ずうっと前に、十数年前に、けどもう今は可児市のほうが、多分やれることは全部やっておるという感じがするんだね。関東圏を見に行ったこともあったけど、昔。

そうやって考えると、本当にいい見本例がどこに見つけられるかというのは、ちょっと個別事情が反映するんで難しいとは思いますが、それでも考え方だけはどうしていくかというのをいさんと、市民要望だけが膨らむ、議会は応えられていない、さあギャップが広がるという感じにはしたくないんで、その辺どういうふうにしたらいいか、悩むところですね。

○委員（川上文浩君） あとは、可児市もそうなんですけど、今全国的に起きているのは、もう運転手不足なんです。もう今、公用車も含めて、今運転手が本当にいなくて、職員で対応しなくちゃいけない部分が物すごく増えて、今、公用車全部調べていますけれども、バス運行会社も同じで、コミュニティバスにそんな安いお金でやっている場合じゃないよというのがあって、いろんなトランスポートをやっている会社もそうなんですけれども、非常に本当にそのところが大変で、将来的に、バスはあっても運行できないじゃないかということが実際もうすぐそこに出てきているので、それも含めて、そういった先進的な部分をやっ

るところは見ておくべきだろうと。

当然、もうそれは、つくば市は一つ代表例だと思うんですけども、そういったICT先進地ですから、そこも含めて、やはりそういったところの先進的な事例というのは見ておく必要があるだろうと。

明らかにバス運転手の皆さんも超高齢化になってきて、危険度が物すごい上がっているんです。事故の危険率が物すごい上がってきているので、そういう意味でも、やはり我々も考えておかないといけない状況にあるのかなあという。

民間公共交通がこれ以上増えることは全くないと思ったほうがいいです、将来に向けて。路線から便数から減る一方。その中で、公の役割はどこにあるのかということも含めて、例えば国土交通省が緩和してくれれば、いろいろなものを緩和してくれて、いいですよと運行基準を変えて、一般市民でも法律を変えてライドシェアとかいろいろなものができるようになれば、運搬できるようになればまた別なんでしょうが、そういったところは今からやはり調査しておくことが必要なんだろうなというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見ありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

方向としては、公共交通、それから多文化共生について、この2点が出ておりますので、ここで事務局も含めてちょっと当たってもらいます。ということで進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この2点につきまして、進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

また、途中途中で皆さんの御意見を伺いながらいきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ほかに御意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、この件についてはこれで終了といたします。

全体を通して、何かありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、以上で本日予定の案件は全て終了いたしました。

発言がほかにはございませんようですので、以上で本日の予定案件は全て終了いたします。よろしくお願ひします。

それでは、これで建設市民委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時45分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月12日

可児市建設市民委員会委員長